

新潟県特定都市河川浸水被害対策法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

新潟県知事 花角 英世

**新潟県規則第29号**

新潟県特定都市河川浸水被害対策法施行細則の一部を改正する規則

新潟県特定都市河川浸水被害対策法施行細則（令和7年新潟県規則第22号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
第8条（略）  <u>（書類の提出部数）</u> 第8条の2 法、省令又はこの規則の規定により知事に提出する書類の提出部数は、正本1部及び副本2部とする。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。	第8条（略）

**附 則**

この規則は、令和8年4月1日から施行する。